

## 第2回自治推進委員会の審議事項の要旨

【平成21年1月20日開催】

### 1 第1回委員会の審議事項等の確認

○第1回委員会の審議事項等について確認した。

### 2 参加、協働の仕組み・手法について

#### (1) 参加、協働の仕組みについて

○自治基本条例第6条第2号「政策の形成、執行及び評価の過程に参加すること」に基づき、それぞれの過程にどのような手法が整備されているかの確認をした。

#### (2) 参加、協働の手法について

○自治基本条例に位置づけられている「審議会等の市民委員の公募」「パブリックコメント手続制度」「住民投票制度」「協働型事業のルール」「区民会議」における参加・協働に関する制度等の概要及び課題等について制度担当者が説明した。

#### ①参加の手法について

- 市民活動等で知識・経験を積み重ねた方が、実際に公募市民委員に入ることによって参加の質を高めていくという流れもある。
- 自助、共助、公助という補完性の原理において、市民は地域社会の構成メンバーとして自助、共助という部分に自発的に参加する必要がある、そこからスタートしていくものと考えるのでそのニュアンスを取り入れられないものかということに対して、この条例においては、市民自治に過剰に介入しないことから、自助または共助を育むような市政のあり方というような言い方になる。
- パブリックコメント手続における「反映」とは、何らかの修正、変更が加わったものである。
- 重要度や市民の関心が異なるため、パブリックコメント手続の対象となるすべての事案について一律に、ある一定量の意見を得ることは必要ないと思う。
- タウンミーティングやパブリックコメント手続で寄せられる意見は概して反対意見が多くなる傾向にあるが、これを市民全体の意見であるとする捉え方は問題である。
- パブリックコメント手続について、実施していること、実施している内容はもとより制度そのものを知らない人もいるので、潜在的関心層の市民にもパブリックコメント手続を知ってもらえるように、制度の趣旨（政策の熟度を高めていく手法等）と言葉の意味を丁寧に説明する取組を進める必要があると思う。

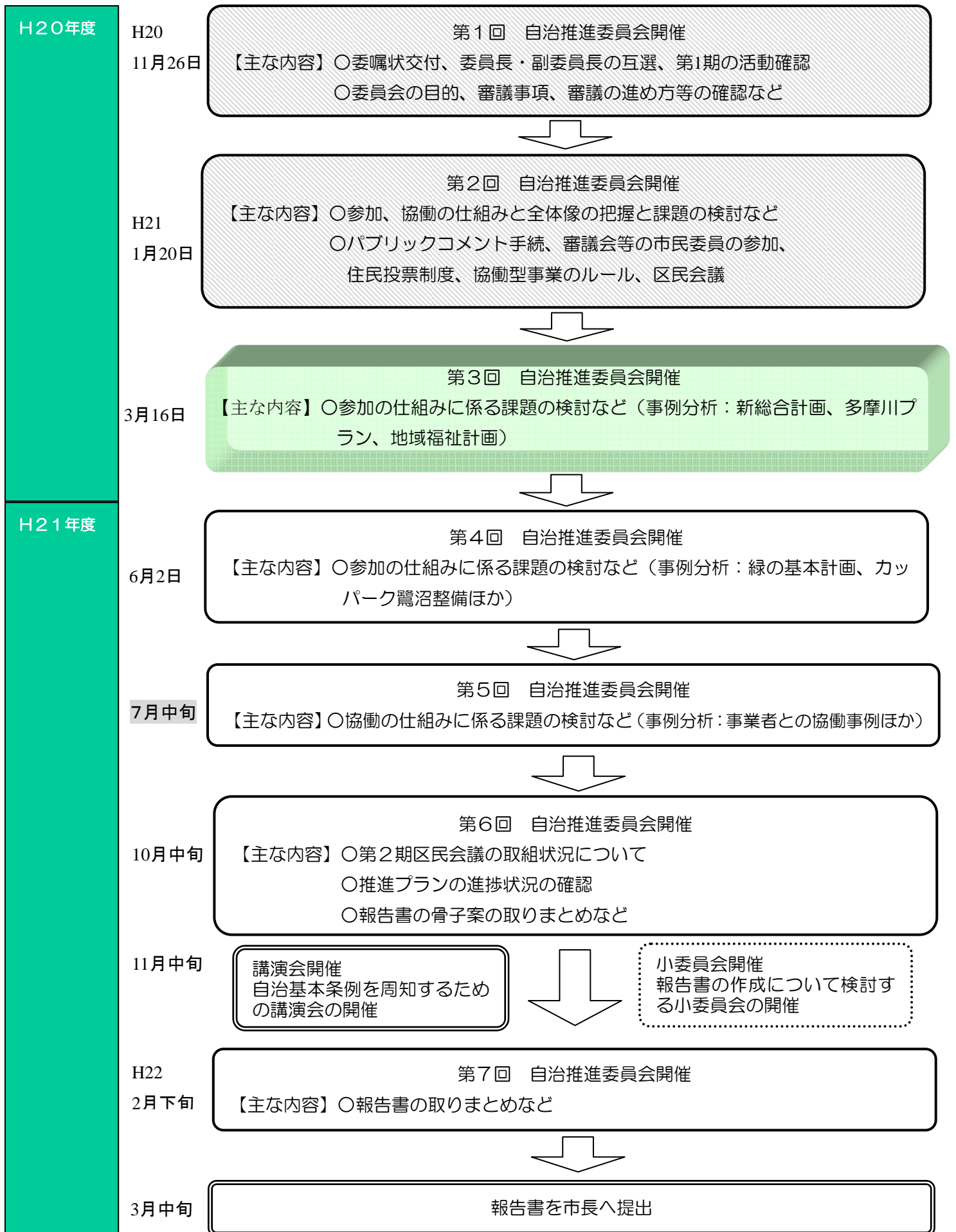
#### ②協働の手法について

- 協働型事業のルールの運用などについての具体的な議論は、市民活動推進委員会が行っているので、その対象としないようなことなど幅広く「協働」について審議することとする。
- 滝澤委員から、実行能力をもった団体と志を持っている個人をつなぐ仕組みづくりについての提案があり、協働を志す人・団体がスムーズに協働を行えるようにコーディネートする団体（機能）が必要ではないだろうか。
- 個人として参加できる協働も対象に加え、実現までたどりつけるルートを提示することなどが必要である。

### 3 その他

○次回の審議事項及び今後のスケジュールの確認

### 3 調査審議スケジュール



## 第 2 回 川崎市自治推進委員会 議事録

- 日 時 平成 21 年 1 月 20 日 (火) 午後 6 時から 8 時 15 分
- 場 所 高津区役所 1 階 保健ホール
- 参加者 大下委員、小島委員、佐谷委員、鈴木委員、滝澤委員、丸山委員  
(以上、川崎市自治推進委員会委員)
- 阿部市長  
三浦総合企画局長  
山崎高津区長  
瀧峠部長、鈴木(陽)主幹、依田主査、西山職員、菊池職員(以上、総合企画局自治政策部)  
土方総務局市民情報室長、神山総務局市民情報室(市民の声担当)主幹  
小松市民・こども局市民協働推進課長  
五十嵐総合企画局自治政策部(住民投票制度担当)主幹  
鈴木(賢)総合企画局自治政策部(区行政改革推進担当)主幹  
傍聴人 4 人
- 次 第 1 確認事項等  
2 議題  
(1) 参加、協働の仕組みについて  
(2) 参加、協働の手法について  
①参加の手法について  
②協働の手法について  
③その他  
3 その他

### 開会(自治政策部主幹)

《会議公開の確認と委員の了承》

- 参加、協働の仕組みに係る関係者の紹介  
 配布資料の確認

### 1 確認事項等

《事務局(自治政策部主幹)から「資料 1 第 1 回自治推進委員会の審議事項関係資料(資料 1-1 ~ 資料 1-5)」を説明》

前回委員会の審議事項として主に以下のことが確認されました。

- ・委員長・副委員長の選出(小島委員長、佐谷副委員長を選出)
- ・第 2 期委員会の調査審議にあたって留意すべき事項
- ・調査審議スケジュールの確認(平成 21 年度末までに計 7 回の委員会を開催予定)
- ・自治推進委員会ニュースレターの発行
- ・「協働」、「自治基本条例における協働」、「協働型事業」の関係と協働型事業の事例について(自治基本条例における協働は市民と行政間の協働であり、自治基本条例に定める市民には、地方自治法に定める住民のほか、市内の事業所に勤務している人や市内の学校に通学している人、市内で市民活動や事業活動など様々な活動を行っている個人や団体を含むこと。  
「資料 1-5 平成 19 年度版協働型事業の事例集」は、基本的には、平成 18 年度に実施され

た事業の中から「目的の共有」、「対等な関係」、「相互理解」、「役割分担」、「透明性・公開性」、「振り返り」という協働型事業のルール6つの原則に当てはまったものを抽出・整理したものであること等)

**自治政策部主幹** 協働型事業の事例集の5ページに「かわさき多摩川博」の事例が取り上げられていますが、鈴木委員がこの活動にかかわっておりますので、協働型事業のルールの策定前後でどのような変化があったのか等の感想を少しお話しただければと思います。よろしいでしょうか。

**鈴木委員** 「かわさき多摩川博」以前にも多摩区と試行的に協働事業に取り組んでいたのですが、その時は明確なひな形がなく手探り状態でした。協働型事業のルールの策定後は6つの原則のもとで取り組んでいますが、役割分担について行政側の得意とするところ、たとえば、学校など様々なところに対するPR・広報などはとても我々市民は及ばないのですが、それがすごくスムーズにできたので、多くの市民のみなさんに告知することができたことが大変よかったと思っています。その他には、透明性・公開性と最後に「振り返り」というものがあるのですが、その「振り返り」では、市民と行政の両方から、たとえば、事業目標は達成できたか、事業予算は適正だったか、行政に対して十分な理解があったかといった評価項目について、公平な目で評価することができました。市民が得意とするところは、とにかく体を使って一生懸命動くこと、それから様々な企画を提案することができることだと思っています。ただし、先ほど申し上げた広報や、何よりも正直言ってお金がないという点について、行政の予算の中で取り組むことができたので、より一段と内容の濃いことができたと思っています。両方でいろいろ話し合っ、ないところを補い合っ、市民がもっともっと提案して、もっともっと動いて、平成20年度の多摩川博は、より一層、いいものにしていきたいと考えています。

このような点が、協働型事業のルールの策定によって随分変わったところかなと思っています。

**自治政策部主幹** ありがとうございます。ルールができて、行政と市民活動団体がよい役割分担のもとで取り組むことができるようになったという感想だったと思います。

以上、前回の委員会の確認事項になりますが、何かご質問等はございますか。

(質問なし)

よろしいようでしたら、次に進めていきたいと思いますが、この後の議事の進行は小島委員長にお願いしたいと思います。

## 2 議題

**小島委員長** それでは、次第に従って進めていきたいと思いますが。

本日は、参加と協働に関する制度について関係職員の方々から説明をいただくことになっていきますので、その説明をいただいた後に、質疑応答あるいは意見交換を行うという段取りで進めていきたいと思っています。

### (1) 参加、協働の仕組みについて

**小島委員長** まず、個別の制度に関する説明の前に、事務局から、参加と協働の全体像について、制度の概要や位置づけ等についての説明をいただきたいと思っています。

《事務局(自治政策部主幹)から「資料2 参加、協働の仕組みについて(資料2-1、2-2)」及び「参考資料集」を説明》

主な説明内容は次のとおり。

- ・資料 2-1 の「1 自治運営の基本原則」にある図は、自治基本条例では「情報共有」、「参加」、「協働」という 3 つの自治運営の基本原則が定められているが、第 2 期のメインテーマである「参加」と「協働」を推進するためには、市民と行政が必要な情報を共有することが大前提になることを表現したものである。
- ・資料 2-1 の「2 PDCA サイクルにおける参加と協働」は、自治基本条例第 6 条第 2 号に市民の権利保障として定められた政策への参加のそれぞれの過程において、どのような手法が用意されているかを整理したものである。
- ・主な参加・協働の手法に関する取組状況は次のとおり。
  - タウンミーティング：平成 19 年度に 7 回、平成 18 年度に 3 回、平成 16 年度に 9 回、平成 15 年度に 5 回、平成 14 年度に 10 回、平成 13 年度に 2 回のタウンミーティングが開催されており、中には市民主催で開催されたものや東京方面で働いている川崎市民を対象に東京都で開催したものもある。
  - かわさき市民アンケート：平成 18 年度から「市民意識実態調査」を改め、年 2 回、対象を各回 3,000 人、幅広いテーマで実施しているものである。アンケートの結果は、市政運営や政策立案の参考資料として活用している。平成 20 年度第 1 回のアンケートでは、区民会議を取り上げ、「区民会議の認知状況」、「区民会議で取り上げて欲しい地域の課題」並びに「区民会議に期待していること」を調査した。このアンケート結果を受けて、認知度を高める取組をしたり、課題を取り上げる時の参考にしたりと活用していきたい。
  - コンタクトセンター：平成 19 年度におけるサンキューコールかわさきの受付件数は 25,935 件であり、前年度に比べて 8,000 件ほど増加している。受け付けた内容を性質別にみると「問合せ」が約 7 割を占めるのに対して「提案・要望」は約 4%にとどまっていることから、参加のツールというよりは情報共有のツールとして機能していると考えられる。サンキューコールかわさきへ電話をかけてきた方に対して市政に関する簡単なアンケート（インバウンド型電話アンケート）を実施し、積極的に市民の意見を聴く取組も行っている。
  - 市長への手紙：市民が意見を直接市長に届けたいという思いを反映する制度である。平成 19 年度における受理件数は 1,746 件となっている。

**小島委員長** 資料 2-1 に整理されている主な参加、協働の手法のうち第 29 条以下の審議会等の市民委員の公募やパブリックコメント手続制度、住民投票制度等については、関係職員の説明をうかがってから質疑応答の時間を設けたいと思いますので、ここでは第 28 条の「多様な参加の機会の整備等」のところに列挙されている市民アンケートやコンタクトセンター、市長への手紙、タウンミーティングなどについて、質問や意見があれば、ご発言いただきたいと思います。

区民会議を取り上げている市民アンケートについては、世論調査もそうですが、このような調査は継続的にやっていかないと 1 回だけでは見えないところもあるのですが、認知度を上げていかなければならないということは、この調査結果から見えてくるのかなと思います。

**滝澤委員** 第 28 条にかかわることではないのですが、PDCA サイクルを回すということは非常に良いことだと思いますが、そのときに、たとえば PDCA の「Action」がうまく回っているかをみるためには、それに関する事例があるよいと思います。

**小島委員長** それは、たくさんあると思いますが、たとえば川崎市新総合計画に関する「川崎再生アクションシステム」がそれにあたると思います。

**自治政策部長** 今、委員長がおっしゃられましたが、総合計画の実行計画、これは 3 年間の計画とし

て策定しているものですが、これらが PDCA としてきちんとつながるように、いただいたご意見や分析・評価した内容を公表し、次の計画にどうつなげるかという形で取り組んでいますので、調査審議スケジュールにもありますように、第 3 回委員会でご紹介させていただきたいと考えています。

**小島委員長** 協働型事業の「振り返り」は「C」に該当しますので、様々なところで PDCA の考え方は、すでに川崎市では取り組まれていると考えることができますと思います。それは、また事例のところで触れていただければと思います。この委員会も実は「C」にあたるのだと思います。

**自治政策部長** そうですね。ここもそのような場でもあるわけです。

**小島委員長** よろしければ、第 29 条以降の具体的な制度の審議に移りたいと思います。

## (2) 参加、協働の手法について

### ① 参加の手法について

**小島委員長** 参加の仕組みとして、まず、審議会等の市民委員の公募については事務局から、パブリックコメント手続制度については総務局市民情報室、住民投票制度については自治政策部住民投票制度担当からご説明いただき、その後にもまとめて質疑応答を行いたいと思います。

まず、「審議会等の市民委員の公募」について、お願いします。

#### ■ 審議会等の市民委員の公募について

《事務局（自治政策部主幹）から「資料 3 審議会等の市民委員の公募について（資料 3-1～3-3）」を説明》

主な説明内容は次のとおり。

- ・ 審議会等は、市の事務又は事業について、市民の意見、学識経験者などの専門的知見等幅広い意見を反映させるために設置されているものであり、開かれた市政を実現する仕組みである。
- ・ 審議会等は、その設置目的や運営方法などが多様であるため、きっちりと型にはまるものではないが、「策定・検討型」、「事業推進型」、「その他」に類型できる。自治推進委員会は「事業推進型」に当てはまる。
- ・ 審議会等の市民委員の公募についての規定には、自治基本条例第 29 条の規定があり、「附属機関等の設置等に関する要綱（資料 3-2）」、「川崎市附属機関等の委員公募実施指針（資料 3-3）」で具体的に定められている。
- ・ 平成 19 年、平成 20 年における公募市民委員を含む審議会の数、全体の 3 分の 1 程度である。
- ・ 公募市民委員が入っていない審議会等の理由としては、法律等で高度な専門性を求めているもの、審議内容の専門性が高いもの、委員を公募しても応募者がなかったものが挙げられる。専門性を求めているために公募市民委員が就任していない審議会等については公募の可能性を検討すること、応募者がなかった審議会等については周知方法を工夫すること等の対応が考えられる。
- ・ 審議会等の運営にあたっては、公募市民委員が発言しやすい環境づくりに取り組む必要があると考えている。

**小島委員長** 続きまして、「パブリックコメント手続制度」についての説明をお願いします。

#### ■ パブリックコメント手続について

《総務局市民情報室市民の声担当主幹から「資料 4 パブリックコメント手続について（資料 4-1～4-4）」を説明》

主な説明内容は次のとおり。

- ・ 本市のパブリックコメント手続条例は、自治基本条例における規定と行政手続法における地方

公共団体に対する努力義務規定（特に権利を制限したり、義務を課すものを想定）を根拠として制定されたものである。

- ・対象事案は、「①総合計画、部門別の基本計画、行財政改革プラン」「②条例、規則、規程」「③審査基準、処分基準、行政指導指針」であり、適用除外や手続免除の例外規定があるものの広い範囲を対象としている。
- ・制度の特性としては、①条例で定めていること、②市民生活を制限したり市民に義務を課す内容の政策以外についても手続の対象としていることが挙げられる。
- ・制度運営の課題としては、①制度の周知が十分ではない（現在の制度の認知度 10%程度）、②意見募集に際しての周知について一般新聞やテレビに取り上げられるように努めていくこと、③市民にとってわかりやすい内容にすることが挙げられる。
- ・平成 19 年 4 月以降に意見募集を開始し、平成 20 年 11 月末までに結果の公表が行われたパブリックコメント手続実施案件は 85 事案となっている。
- ・平成 19 年度においてパブリックコメント手続が実施された 74 事案中 30 事案については、いただいたご意見をもとに何らかの反映がされている状況にある（資料 4-2）。

小島委員長 それでは、「住民投票制度」についての説明をお願いします。

#### ■住民投票制度について

《総合企画局自治政策部（住民投票制度担当）主幹から「資料 5 住民投票制度について（資料 5-1、5-2）」を説明》

主な説明内容は次のとおり。

- ・川崎市の住民投票制度は、自治基本条例における自治運営の基本原則に基づく参加の制度としての位置づけがあり、これに基づき個別に、「川崎市住民投票条例」として制定したものである（平成 20 年 6 月制定）。
- ・住民投票制度には、必要が生じたつど議会の議決に基づいて条例を制定し、実施する「個別設置型」と対象事項や投票資格者など、投票に関するルールを定めた条例をあらかじめ設けておき、これに基づいて実施する「常設型」があるが、本市では、条例に基づく「常設型」の住民投票制度を創設した。
- ・投票資格者については、年齢や外国人に関して議会でも議論された項目である。年齢については満 18 歳以上の者とし、外国人市民に対しても一定の要件のもとで投票資格を与える制度となっている。
- ・住民投票の発議者については、すでに自治基本条例で「住民」、「議会」、「市長」とする旨が定められており、住民発議については、投票資格者総数の 10 分の 1 以上の者の署名収集が発議の要件とされている。
- ・住民発議と市長発議の場合には、市長が議会に対して実施に関する協議を求めることを定めており、本市における住民投票制度の特徴のひとつになっている。
- ・原則、選挙と同日に住民投票を実施するという制度設計も、本市の住民投票制度の特徴のひとつである。このため、住民投票運動の名を借りた違法な選挙運動が行われるおそれがあるため、選挙期間については住民投票運動をすることができないことを定めている。
- ・投票結果については、自治基本条例で定められているとおり、議会と市長は投票結果を尊重するという諮問型の制度となっている。
- ・現在、住民投票条例施行規則の作成、投票資格者名簿等のシステム構築などを行っており、平成 21 年 4 月の施行を目標として準備を進めているところである。

**小島委員長** ありがとうございます。「審議会等の市民委員の公募」、「パブリックコメント手続制度」、「住民投票制度」の3点について説明していただきました。これらは第2期委員会の重要なテーマです。ただし、住民投票制度につきましては実施例がなければ検証のしようもない。制度の妥当性については制度をつくる際に十分議論されていると思いますので、制度をこれからどう動かしていくかについて、もし住民投票を実施するにあたってという整理はできるかもしれませんが、実施例がないので検証は難しいと思います。

そうしますと、審議会等の市民委員の公募、パブリックコメント手続をどう考えていくかが中心になると思います。今の3点、特に最初の2点についてのご質問あるいはご意見はございますか。たとえば、公募市民委員をどうやって増やしていくか、公募市民委員が出席しやすい環境をつくり出すにはどうしたらよいか、出席しやすいだけではなく公募市民委員の方が充足感を持って参加するにはどうしたらよいか、あるいは、選考方法をどうするか等の論点があると思います。

また、パブリックコメント手続であれば、対象となる案件によって寄せられる意見数にばらつきがあるのでやむを得ないと思いますが、反映意見数が少ないことをどう考えるか。パブリックコメント手続制度は幅広く網をかけるような制度ですから、審議会等の市民委員の公募とは少し性質が違いますので、広く網をかけるという意味での制度としてはパブリックコメント手続制度以外の他にも何かあるかどうか、そのようなことが論点になろうかと思えます。いかがでございましょうか。ご質問やご意見、お気づきになった点など何でもどうぞ。

**佐谷委員** 参加の話としては、今おっしゃられたような参加規定としてかなり確立されているものと、実際に私がやってきた参加の計画をつくる際のワークショップや、アダプト制度（＝アダプトシステム。自治体と住民がお互いの役割分担について協議し、合意を交わして、その合意に基づいて継続的に美化活動を進める制度。アダプト・プログラムともいう。）のように地域の人たちが維持管理をやっていくような参加も参加だと思えます。

そのような参加と規定された参加のつなぎというか、流れをどう考えていくかということがひとつあると思います。たとえば、市民活動支援のようなものは、広く考えると参加や協働のベーシックな部分になると思います。市民活動やNPO法人というところでいろいろな知識・経験を重ねられた鈴木委員のような方が実際に公募市民委員に入ることによって参加の質を高めていくという流れがあると思います。ですから、もう少し全体像として参加の話を議論し、その中でパブリックコメント手続なり審議会等の市民委員の公募について、この委員会としての提言をできないかと考えました。

**小島委員長** 次回以降、参加の事例を抽出するときには、報告書でなぜこの事例を取り上げたかという説明がつかなくなりますので、ランダムな事例ではなく、何らかの、こういう事例を取り上げようという判断基準、たとえば、計画をつくるプロセスへの参加、アダプトのような市民管理への参加、そのようなものから適切な事例を選び、それぞれの問題を考えていくことが必要だと思います。佐谷副委員長がおっしゃった最初の論点に関して言えば、公募市民委員として審議会等に入っていて、「そのあとどうするか」ということが実は重要な問題で、これは条例等で規律することではなく、裁量事項として1年間どのように参加の場を運営していくのかということになると思います。条例では、一つひとつのケースについて、綿密に「3か月以内に〇〇しなさい」、「半年以内に〇〇しなさい」ということを明確にできませんので、そこは状況に応じて柔軟に、たとえば1年間や2年間の参加の場をどう設計し、運営していくかということとは当然あるわけですね。その中に、パブリックコメント手続や、場合によってはアンケートなどいろいろな参加の装置や思考を組み込みながら全体の流れを作っていく。そのあり様やどうなっていくかという



ことを次回以降に議論しますが、とても重要な論点で、審議会等に公募市民委員に入っていればすべて参加がOKということではないと思います。

**大下委員** 個々のケースについては次回以降ということなので、包括的なことを感想を含めて申し上げたいと思います。たとえばパブリックコメント手続において、案件ごとの寄せられた意見数については、かなりばらつきがあるということですが、ばらつきがあること自体は悪いことではないと思います。すべて一律に、ある一定量の意見を確保することは無理な話で、市民にとっても重要度の認識や個人にとって関心の深いテーマはあるのでやむを得ないと思います。

自治基本条例の第2章にある「自治運営を担う主体の役割と責務等」において、「政策の形成、執行及び評価の過程に参加すること」が市民の権利として位置づけられています。確かに権利には違いないと思いますが、一方で市民の責務という意味合いがあるのではないかと思います。市民の権利であると同時に責務である。市民としての最低限の地域社会の構成員の一人として、税金を納めているわけですが、一方で、一人の市民としてコミュニティの構成要員としての最低限の責務でもあるという考え方をベースに、表現はともかくとして、位置づけることができないかと考えています。今回、参加と協働が大きなテーマになっているので、言い方によって濃淡はあると思いますが、参加と協働は責務の一部だというような要素を基本的な考え方として盛り込んでいくべきではないかと思います。特段、生まれ変わって市民になるということではなく、普通の生活者として日常の生活の中でどのような参加の仕方があるかといったところもきちんと踏まえてやっていくというスタンスを希望したいと思います。

**小島委員長** 地域社会を支える責任があるというのはそのとおりで、英語ではシチズンシップといますが、地域社会はみんなで作っているから、地域社会はみんなで作っていくという考え方です。ただ、自治基本条例を検討した時には、政策づくりへの参加、執行、評価を市民の責務とすることはおかしいだろうという議論がありました。たとえば、執行への参加を責務ととらえてしまうと、昔のように“動員される”とも読めてしまう。あるいは、地域社会の中には、様々な事情を抱えた方がおり、参加したくても政策づくりに参加できない方もいる。すべての市民向けの条例の中に、政策づくりへの参加が責務であると書いてしまうことは問題ではあるが、地域社会の構成メンバーとして様々な形で地域社会にかかわることは当然責務が伴うことなので、「コミュニティの尊重等」については規定しています。そして、参加した場合には責任を持って取り組んでいきたいと思います。ということも条例の中に入っています。

**大下委員** そのような議論があったんですね。

**小島委員長** そうです。執行に参加することを責務だととらえてしまうとそうせざるを得ませんよね。

**大下委員** どのように表現するかという問題もありますが、権利という言葉で一括りにしてしまうと、大事なものが落ちてしまうのではないかと懸念もあります。

**小島委員長** 条例という法の中で市政に関する参加ということであると、これは権利として書かざるを得ない。あとは地域社会の中で様々な構成員として責任を持って市民のシチズンシップを果たしていくということになると思います。

**大下委員** 自治推進委員会としての提言を出す時に、このようなニュアンスをどのように盛り込むことができるのでしょうか。

**小島委員長** 条例の考え方を飛び越えるようなことは盛り込むことはできません。ただ、おっしゃるように、地域社会の構成員として様々な形で取り組んでいただくことは望ましいということは、条例の中でもコミュニティの責務等として定められていますので、よいと思います。しかしながら、この条例は地域社会の中でどのような営みが行われるかということに過剰には介入しない。というのは、自治体である市が地域社会の営みに対して過剰にこうあるべきだ、町内会の中での

あり方についてどうあるべきということについては過剰に介入しないということです。それは市民自治の問題ですから。

**大下委員** たとえば、自助、共助、公助という補完性の原理がありますが、自助、共助は権利という言葉ではなく、身近な日常の生活において、一人の地域住民としての意識から自助、共助という部分に自発的に参加していくということが必要だと思います。そのような自助、共助を身近なところで実践していくには、市民としての心構え、意識があっていいと思います。

**小島委員長** それは自治基本条例の「コミュニティの尊重等」という中で定められています。ただ、先ほど説明のあった資料 1-4 にありましたが、協働には市民同士の協働もありますが、それは条例の対象外であり、そのあり様は市民同士の中で充実させていくということだと思います。

**大下委員** もちろんそうだと思います。参加と協働をきちんと位置付けていくためには地域のコミュニティをどう形成していくか。前回、ソーシャルキャピタルの話が出ましたが、ソーシャルキャピタルをどう構築していくか、その過程の中では自助、共助が非常に大事で、そこからスタートしていくと思うので、言い方はともかくとして、自治推進委員会の中で、参加と協働をきちんと提言していく上では、そのようなことを意識しながらやっていく必要があるのではないのでしょうか。

**小島委員長** 言い方を変えて、共助すべきだというのではなく、共助を育むような市政のあり方ということは自治基本条例では言えると思います。「共助しなさい」という言い方ではなく、「共助を育むような市政のあり方」です。

**大下委員** 「自助」ですね。

**小島委員長** 「自助を育むような市政のあり方」ですね。

**滝澤委員** 前回の委員会で説明を受けるまで、あまりパブリックコメント手続については知りませんでしたが、ホームページ等をみると「意見公募」と日本語で説明されています。提出された意見に対する回答について、事前にお渡しいただいた内容を見ますと、「対応を検討してまいります。」や「〇〇について、加筆修正いたします。」という回答が多くありました。それはいろいろな意見があるのでやむを得ないと思いますが、提出された意見に対して最終的には個別に回答しないなっています。たとえば、結果的にいただいた意見の内容が何件か採用されて取り組みましたと書いてありますが、こういった観点を折り込んだ形で最終的にまとめましたというフィードバックがないと、意見を提出した人は、「検討します」と言われても最終的にどうなったのかというのがわからないのではないかと感じました。

**市民情報室市民の声担当主幹** ご意見に対する回答については、ご意見をうかがった政策等ができあがったときに、意見募集と同じホームページと各区役所等で、こういったご意見をうかがって市はこのように考えますと回答しています。反映したものにつきましては、「ご意見に従いまして、文言を直しました。」といった意見の公表の仕方をしてまいります。これは、複数の同じようなご意見をいただき 1 件ずつ公表してしまいますと、かえって見づらいということがありますので、「このような意見を〇人からいただきました。〇〇についての市の考えはこうです。」というように、基本的には対照表のような形で資料を作り、ホームページに掲載して公表させていただいております。

**市民情報室長** 現在 80 数件かのパブリックコメント手続を実施し、寄せられたご意見に対する市の考え方を示しているわけですが、全体を見渡してみると説明の仕方と申しますか、そういったものにも現実にはばらつきがあるように感じます。この間も約 2 年あまりの中で各所管局が条例に基づいて主体的にこういった形を変えていくかを検討してホームページを通じて公表しているわけですが、それをとりたててみた時に、局によってあるいは担当者によっても表現の仕方が変わ

ってきていたり、私ども制度所管としても、そういったもののばらつきをできるだけなくすこと、市民の皆さんにわかりやすい表現をしていただきたいということで、各局担当者にそういうお話をさせていただいて次のパブリックコメント手続実施の機会に活かしていくという取組をしています。

**小島委員長** 反映というのは何らかの修正、変更が加わったものを反映と事務局は限定しようということですね。

**丸山委員** パブリックコメント手続については、提出された意見の反映度ということよりもまずパブリックコメント手続を実施しているという情報が一般に入っていない。平成20年度にパブリックコメント手続が実施された案件を見ると、地区を限定したもの、市全体のものもあると思いますが、それをどういう形で知らしめているかということがあると思います。先日も別件でお聞きしたところ、それはホームページで公表していますからそちらを見てくださいというように、最近は何でもホームページになっています。ホームページを見る人は限られていて、常に市のホームページを見ているわけでもない。ホームページが変わったら必ずメールで更新されましたという知らせが出てくれば良いのですが、そういうことはまずない。ホームページの更新ごとにメールがくると、見ている方が大変になりますよね。ですから、このような案件についてパブリックコメント手続を実施しているという情報提供について、どのような形で取り組まれているのでしょうか。

**市民情報室長** 先ほど報告させていただいた中でも、実際に制度自体の周知状況がどうかということで、知っている方が1割程度とありましたが、制度を知らない方は意見を求められていること自体を知らないということですので、そのような実態があるのだと思います。どうやったらそれを高めていくことができるかということが私どもの課題でもあるわけですが、現状で申し上げますと、ホームページ中心ではありますが、紙ベースでも各区役所等に置かせていただいております。これはパブリックコメント手続を実施する案件によっても異なりますが、その内容に応じてそれにかかわる市民の方々がよくいらっしゃるような場所、そういうところに意見を求めていますよというチラシを置くということはそれぞれの所管局を通じてやっているところです。ただ、そういったもなかなかそれが意見の数に結びつくかということは別問題という感じがしており、最近、所管局にお願いをしておりますのは、いわゆる市民の方に対する説明会のような直接顔を合わせて説明する場をつくっていただきたいということを案件によってはお願いしているところです。先ほど、住民投票に関する説明がありました、その条例の策定過程にフォーラムを開催したり、こちらにいらっしゃる関係者でいえば、「区役所と支所・出張所等の窓口サービス機能再編実施方針素案」についてパブリックコメント手続を実施しておりますが、自治政策部が地域の中で住民説明会を行っています。パブリックコメント手続制度は意見を聞くひとつの手法となりますが、市民の皆さんが利用する他の手法と組み合わせていかないと、なかなか具体的な意見数には結びついていかないと思っておりますので、今このような取組を進めているところでございます。

**小島委員長** 市民の中にも顕在的関心層と潜在的関心層の2種類の関心層が存在すると思いますが、顕在的関心層の中でも極めて当事者であるような利害関係者、あるいはそのことに強い関心を持っている方々は、この数字から見ますと恐らく意見を提出していると思います。なぜそのような方から意見が出るかというと、フォーラム等に行っても2時間程度の中で手を挙げて5分や1分の中で十分に言いたいことが言い切れないわけですから、そういった方がパブリックコメント手続を活用しているということになると思います。この制度とタウンミーティングが違うところは、タウンミーティングは5分や1分の中で意見を言わなければならないので十分伝えきれないことでも、パブリックコメント手続では伝えられるという制度上の違いがあるわけです。顕在的関心

層の方々にとってはまず使い勝手がいい制度であることが前提で、顕在的関心層ではなくよくわからなかったけれど教えてもらえればそれは自分にとっては大変関心があるという潜在的関心層のある部分についてもちゃんと拾えるように、少しずつ制度の周知をしていくことだと思います。鈴木委員、この問題について意見はありますか。

**鈴木委員** パブリックコメント手続制度については、大変難しい問題だなと感じています。今委員長がおっしゃったように自分がとても関心があるものはホームページをもちろん見るでしょうし、いろいろな広報もたくさん見ると思います。しかし、自分に関係のないものは目も通さないという市民が大多数だと思います。日ごろの活動を通じて感じているのは、いろいろな意見を求める時に、今言ったように自分の関心の範疇でしか一般の人は意見を言わないことを踏まえれば、パブリックコメント手続における意見数が少ないからといって全く制度の利用価値がないという問題にはならないと思っています。

**滝澤委員** パブリックコメント手続が実施されている事案の内容がうまく伝わらないということですが、私は新川崎の近くに住んでいますが、新川崎創造のもりについてのパブリックコメント手続が実施されていたということはこの資料を見て初めてわかりました。一般にウェブサイトで出す場合はパブリックな人が見て意見を出すことは非常にいいことだと思います。若干利害関係があるにしても、地元の方が、パブリックコメント手続が実施されていることを知って何らかの意見を言うことも大切だと思います。地元の「新川崎創造のもり」のあり方には私も興味を持っていましたが、私自身が知らなかったということは恐らく地元も含めて伝わっていなかったわけです。私は団塊の世代ですが、リタイアした世代から話を聞くと、地元の情報を何で知るかという、基本的には市政だよりと町内会の回覧版が一番地元の情報を知るためには重要とのことでした。そのような方に対し、地元の回覧版とウェブサイトによる全体の伝達手法を組み合わせよううまくできないのかと思います。そのへんはいかがでしょうか。

**市民情報室市民の声担当主幹** 案件ごとの市民の皆様への周知ですが、ホームページと、さらに、区役所のホールに黄色いバインダーとピンクのバインダーのセットが必ず置いてあります。ピンクのバインダーがパブリックコメント手続を今現在実施しているもので、黄色いバインダーが既に市民意見を受けて終了したものあるいは結果公表中のものということで、かなり目立つように置いていますので、紙ベースの場合は恐れ入りますが区役所までお越しただいてご覧いただき、併せて同じ情報を市のホームページに掲載することを必須としてございます。それに付随し、創造のもりの案件もそうでしたが、市政だよりに実施する直前に掲載するように努力しています。全件ではありませんが、かなりの確率で市政だよりでご意見を募集しますという広報はしております。それから、「メールニュースかわさき」という、インターネット経由ですが、登録していただくと市政情報が自動的に電子メールでパソコンに届くというシステムもございますので、登録していただきますとパブリックコメント手続による意見募集をするときに自動的に「〇〇についてご意見を募集します。」という情報が入ってくるようになっていきます。現在4,000人以上の方がこのメールサービスに登録いただいております。

**小島委員長** 今のこのご意見について何かございますか。

**阿部市長** 感じることはパブリックコメント手続という制度をやっていることを知らない人がいるのではないかということです。パブリックコメント手続という手法で意見を聞いていますということをもう少しお知らせする必要があると思います。自分たちで意見が言いたくなるようなものが出てきた場合に、パブリックコメント手続を実施しているかなと市民が関心を持つようになると思います。具体的に何についてパブリックコメント手続を実施しているかというのを一覧のような形でお知らせできるといいと思います。市政だよりが一番目につくものだと思いますが、

結構出ているのは私も目にしていますが、市民から意見も求めるものは普通のお知らせと同じではなく、もう少し目立つような形でお知らせしてみるという手もあるのではないかという気がします。

また、市長への手紙の内容内訳をご覧くださいと、1位「都市計画」263件・旧県立川崎南高校に関する意見など、2位「建築・開発」93件・はるひ野宅地開発に関する意見、これは多摩市の方でプラスチックの処理施設を市境に作るということで、はるひ野の地域に新しく入った方々が何とかしてほしいというものです。タウンミーティングの時も、どちらかというところからあらかじめお知らせしている内容に反対の方が多くなるという傾向があります。はるひ野の場合は賛成の方も反対の方もいらっしゃるということですが、タウンミーティングでは反対の人がたくさん来るといことで、反対の方との討論になることが多くなります。ただ、反対の方に対してきちんと意見を言うことが重要だと思っていますので、タウンミーティングというのはこういうものだということを理解していないといけません。ただし、タウンミーティングの参加者を含めた意見の数が市民全体の中の意見であるという捉え方をするとそれは間違いであり、パブリックコメント手続制度についてもそうだと思います。

**小島委員長** パブリックコメントという言葉は私たちは知っていますが、言葉の意味として「パブリックコメントとは何か」ということがあると思います。ここには、その趣旨として、参加の権利の保障とか行政運営の透明性とありますが、さらに付け加えると、多くの意見をいただくことで政策の熟度を高めていくという趣旨であることと言葉の意味を丁寧に説明する必要があると思います。そうすると、たとえば高校生のような若い人も参加できるようになると思います。

**鈴木委員** 横文字が多いことが気になりませんか。

**滝澤委員** 一般論としてカタカナはなるべく避けてほしいと思います。

**大下委員** どうしても使う場合はサブで使う。括弧書きでパブリックコメントというように。

**小島委員長** たとえば、透明性を確保するというのも難しいことですが、皆さんの広いご意見を頂戴することで政策に反映することと説明するなど、このようなことが狙いなんですよということを噛み砕いて説明する必要があると思います。

**鈴木委員** 横文字ばかり使うと行政の自己満足に聞こえてしまう。

**市民情報室長** 「パブリックコメント手続」という言葉自体は自治基本条例に定められている言葉で、自治基本条例を作るときにも、いろいろ議論されました。言葉使いとしてどのようにするか、当時、市民委員の方にもいろいろなお話をいただきましたが、ある意味では当時の関係者の中では意味が通じているわけですが、一般の方に対してその言葉が意味をなして伝わっているかというところ確かに疑問があります。

**小島委員長** その説明を丁寧にすることがまず第一歩かなと思います。

## ② 協働の手法について、③ その他

**小島委員長** 続きまして、「協働型事業のルール」と「区民会議」について担当の方から説明していただきます。

### ■協働型事業のルールについて

《市民・こども局市民協働推進課長から「資料6 協働型事業のルールについて」を説明》

主な説明内容は次のとおり。

- ・市民活動団体は独自の活動を展開してきたが、行政と市民活動団体との協働なくしては対応が難しい課題が増えてきている状況にあるため、今後の市民ニーズに沿った質の高いサービスを実現する手法の1つとして、協働の取組の推進が重要となっている。

- ・自治基本条例第 32 条の「協働推進の施策整備等」に関する規定の具体化として、平成 18 年 4 月に協働のルール検討委員会を設置して、1 年間議論していただき、その報告書に基づき平成 20 年 2 月に「川崎市協働型事業のルール」を策定した。名称はルールとなっているが、規則として当事者間を縛るものではなく、基本方針として互いが尊重する内容と考えている。
- ・協働型事業を進める上での 6 つの原則は「①目的の共有」「②対等の関係」「③相互理解」「④役割分担と責任範囲の確認」「⑤公開性・透明性」「⑥成果の振り返り（評価・検証）」としており、⑤と⑥を自治基本条例に定義づけられた従来の「協働」に追加した形となっている。協働型事業を実施する際には、6 原則を踏まえて事業を実施し、終わった後に協働の振り返りを行うことになる。
- ・市民活動団体が企画を思いついた場合には、提案制度の利用や行政からの公募に応募、事業所管部署への相談、協働推進を担う全市的窓口（市民協働推進課）への相談がある。
- ・平成 20 年度川崎市市民活動推進委員会は計 6 回を予定しており、すでに 4 回開催されている。
- ・100 の事例があれば 100 のルールがあるということで事例集の充実が課題と考えているとともに、市民説明会や行政内部の説明会の継続開催などを通じて関心を持ってもらうことが大切と考えている。

## ■区民会議について

《総合企画局自治政策部区行政改革推進担当主幹から「資料 7 区民会議について」を説明》

主な説明内容は次のとおり。

- ・区民会議条例（平成 18 年 4 月 1 日施行）は参加と協働による地域社会の課題解決を図ることを目的として、12 条からなる。
- ・区民会議の委員は 20 名以内とし、区民会議参与ということで市議会議員及び県議会議員の出席をお願いしている。
- ・課題解決の流れとしては、課題の把握→課題の共通理解→課題解決策の検討を行い、それを審議結果とし、市長へ提言した後に、審議結果を尊重し、課題解決に向けた協働の動きとなり、各機関が連携、役割分担により課題解決をしていくという流れになっている。
- ・区民会議は平成 18 年に設置し、現在は第 2 期となっており、平成 21 年秋までの審議結果を平成 22 年度の事業計画に反映するとともに、第 2 期の審議結果を第 3 期実行計画に反映するような取組をし、さらに充実させていきたいと考えている。
- ・区民会議の取組状況としては、各区似たような課題が挙がっており、安全・安心や子育てに関心が集まっている状況にあり、専門部会の設置や情報発信は各区それぞれ様々な取組をし、各戸単位のアンケート実施等の取組をしている区もある。
- ・区民会議等の機能面における政令市間比較を行うと、「広聴機能型」「区地域協議会」「協働推進型」に分類され、川崎市は「協働推進型」に分類されることになる。
- ・川崎市で区民会議条例が平成 18 年 3 月に制定（平成 18 年 4 月 1 日施行）されたときには、条例で定めた政令市はない状況にあったが、その後、新潟市や浜松市で条例が制定されている。

**小島委員長** 第 2 期区民会議については第 6 回委員会で集中的にやりたいと思っています。今日は、協働型事業のルールが審議の中心になると思いますが、前回は論点になりましたが、協働型事業のルールの運用などについての具体的な議論は、市民活動推進委員会でやるということになりますので、そこで外れるようなことや総括的なこと、参加等の関連する部分についてはこちらで審議することにしたいと思います。滝澤委員からご発言にかかわることをペーパーにまとめていただきましたので、こちらを先に確認したいと思います。

**滝澤委員** 協働型事業の推進や検証については、市民活動推進委員会で実際には行われますので、私は、参加の機会をさらに増やしたり協働を確実にするために市民個人が参加できるような方法はないかということで考えました。企業はクレームから良い製品を生み出すといわれますが、市民から寄せられたいろいろなコメントの中から新たな価値を生み出すことで協働型事業を創出できるのではないのでしょうか。協働型事業はあくまでも市民団体との協働と定義されていますが、市民個人が問題を解決する方法、仕組みは本当はないのか考えました。まず、市民個人の考え方に、「こういうことをしてほしい」、「自分は何かをできるのではないか」ということを考えたとき、行政にこれをやってほしい、あれをやってほしいというだけではなく、自ら問題意識を持つことが重要で、個人ないしは少人数団体については自らやるということも含めて課題を解決することを含めなければ、このような協働の事業はよくなるのではないかと思います。一人がこういったいい案がありますよといっても、実際はアイデアだけで終わってしまって具体的な行動には結びつきませんので、仲間が必要となります。その仲間は実現に向けたコーディネート機能が可能な仲間です。ではそれを行政の方が、先ほどおっしゃった市民協働推進課ですべてができるかといえば、多くの意見が出た場合には当然できないこととなります。経験ある団体との間で、うまく具体的な協働ないし参加の事業、活動にもっていけないかということが私の「基本的な考え方」です。たとえば、シニア向けの取組について川崎市にとって非常によいアイデアがあれば、NPO 法人 KCP（かわさき創造プロジェクト：シニア向け事業を展開する団体）に企画、検討してみなさいということでその人を送り、KCP はシニア向けにいろいろな経験等を踏んでいますので、そういった内容、意見を聞き、単なるクレーマーであればクレーマーで終わりですし、あるいは非常に良い意見であれば市として採用し、協働のやり方や問題点をその方と検討し、協働のできるのであれば協働にもっていきましょうという流れになります。協働でよく言われます「人」「もの」「金」「情報」を当てはめてみますと、協働型事業は相互に提供しあうのが基本ルールですが、「基本的な考え方」を当てはめた場合、「情報」は課題、コメント提起とか関連情報が情報になり、「人」、「もの」はコーディネート団体がコーディネートすることが必要だと思います。すなわち、一人が動こうとしても実際は何人かいないと動けないし、当然いろいろな設備が必要で、設備はすぐには用意できないので、そのために「人」、「もの」についてはコーディネート団体が提供し、その団体が基本的に一緒になってやるのが、協働型事業を多くして、かつ、よい協働型事業になると思っています。「金」については、先ほどお金は団体にはないというご意見もありましたが、基本的に一部は行政が捻出するという形で運営や仕組みがうまく回れば、より多くの協働型事業が生み出され、かついろいろな仕組みが回っていくということになると思います。実際にコーディネート団体をどのような形で任命するか、どういう役割を持つかといった課題がありますので、すぐには実現できないとは思いますが、あくまで私案ですが、このように考えています。

**小島委員長** 協働型事業の起業にかかわるような提案だと思います。恐らく、コーディネート団体を任命制にするとかといった話になると、それは市民活動推進委員会の方で検討していただきたいと思っています。ただ、市民・こども局の市民協働推進課の窓口の運用ですが、ここが行政と協働したいというような要望をもった団体だけを相手にするのか、こういうことをやってみたいという個人に対しての相談窓口機能を持つのがあり、そのような思いを持つ人についても間口を広げ、「市民活動センターや市民活動団体に相談してみたらいかがでしょうか」といった対応をしていただければ、ある程度運用の中で起業に結びつくようなことができるかもしれません。

**市民協働推進課長** コーディネートをする機能については、ある志を持ってこられた個人の方に同じ志のある団体を紹介する機能を私どもも持っています。また、市民活動センターでも同じような

取組を行っています。コーディネート団体という機能を初めて認識しましたので、できればこれから検討が必要だと思いますが、取り掛かりの部分であるコーディネート機能については市民活動センターなり、全市的な相談窓口といったところが担っていくものと考えています。

**小島委員長** 「コーディネート団体」という言葉を使うとわかりにくいですが、要は「経験のある団体」ですよね。実行能力もった団体と、志を持っていてやりたいが一人ではできない人をつなぐということですよ。

**大下委員** 個人として優れたアイデア、企画を持っていても一人ではできないときはどうするかということだと思いますが、参考までに宮前区の例を紹介させていただきます。宮前区では、「地域課題の解決を図る事業提案制度」を設けていますが、事業企画の提案者と実施者が同じでないところに特徴があります。地域課題解決のための事業提案は、個人でも団体でも出せます。それらの提案を審査委員会にかけ、課題の重要性や予算、優先順位などから事業として成り立つのであれば、それを選んだ後に、改めてその提案を実施する団体やグループを公募するのです。区役所としては提案と実施をコーディネートしてつないでいく、あくまでも審査委員会による公平なルールに基づいてつないでいくということです。宮前区は働いている人の8割がサラリーマンで、参加と協働は困難な面もありますが、アイデアを持っている人は結構いるのです。このような仕組みにすることでアイデアだけでも出せるため、結構応募数が増えました。今の滝澤委員の提案に対する事例として報告させていただきます。

**鈴木委員** 中原区も同じように取り組んでいます。去年、私の仲間2人が同じように提案しました。それに手を挙げてアイデアを出したのですが、ひとつはやる人もいないし、企画倒れということで見事に落とされました。もうひとつは実施してくれる団体が出たので今実際に取り組んでいます。このような前例がありますので、果敢にアタックされてはいかがでしょうか。

**小島委員長** 高津区はいかがですか。

**高津区長** 高津区では、基本的にテーマを絞って、団体からの提案として具体の解決策なり取組を出していただき、それを第三者委員会における公開プレゼンを経て決めています。また、今後は選んだ委員さんたちに成果のチェックの部分もやっていただこうと考えています。今まで委員会は選考だけを行っていましたが、選考した責任というわけではありませんが、委員さんの方から選考の結果である成果を確認したいという声があり、PDCAサイクルの考え方により委員会で回せるような仕組みを検討しています。また、個人での提案はありませんが、区民会議の方でいろいろな課題の意見募集をしており、区民会議の中で解決に向けた地域での解決方策を検討しています。平成19年度の途中から「環境まちづくり」という課題が区民会議から出てきており、区民の中からあがってきた課題解決に向けて行政が引き取って協働で何かできないかということを持ちかけています。個人と団体が環境まちづくりについてどのようなことができるのかを少し提案をいただくというようなことを考えています。

関連して、本日お配りしているチラシについて紹介させていただこうと思いますが、高津区では「エコシティたかつ」の推進方針案がまとまり、1月15日から2月13日まで1ヶ月間パブリックコメント手続を実施しますが、明日、高津市民館で説明会を開催します。環境の問題は地域で活動されている方が多くいらっしゃいますので、事例を紹介しながら推進方針案を説明し、先ほど周知が足りないというご指摘がありました。それを補う形で実施する予定になっています。また、「高津大山街道マスタープラン」についても、1月31日にフォーラムを開催し、意見交換を行う予定になっており、地域とともに取組を進めていきたいと考えています。今日お話があった区民会議やパブリックコメント手続と地域の課題を行政とどうやっていくかを相互に関連付けながら、試行錯誤でいろいろなご意見をいただき取り組んでいきたいと考えています。



**小島委員長** パブリックコメント手続について、全市レベルだけでなく区のレベルで意見が言えるということがあるといいですね。団体として自分で協働したい団体がいて、一方でアイデアも持っている人たちがいて、実践もやりたいけど周りを見るとひとりという場合があります、協働的な事業を起業したいけどまだそのノウハウを持っていないという人もいます。協働型事業のルートはひとつありますが、いろいろなニーズがあるため、ひとつだけでは救いきれないことになる。大下委員のご発言にもあったように、宮前区はアイデアも持っている人向けにもなっているし、実践もしたいけどノウハウが足りないという場合は市民活動センターを利用するか、協働型事業と同時に全体としてどのようなルートがあるかということ、市民の方にこのルートを使えばいいと紹介できるとよいと思います。滝澤委員のご提案にあったように任命制をつくらなくても、市民活動センターを回っていけばできてしまうわけで、そのようなニーズを汲み取るように、どのようなルートを使えばよいかというノウハウ情報を提供したり、たとえば宮前区民にはこの手を使えばいかがですかと紹介するといったように、必ずしも1つのルートでなければいけないというわけではないと思います。

**大下委員** 多様性があってよいと思います。

**小島委員長** もしこの制度が協働型事業に関するということであれば市民活動推進委員会で議論していただく。ただ、この委員会としては、各区単位でもいろいろあり、ニーズもいろいろあるという中で、いろいろなニーズが、「協働型事業」というと固有名詞になるので、「協働的事业」に結びつくようなルートがいろいろあるという情報を提供することは大切だという議論をすることは大切だと思います。佐谷副委員長、専門家の立場から、パブリックコメント手続、協働型事業のルール、区民会議についてでもよいですし、ご意見はありませんでしょうか。

**佐谷副委員長** この委員会では協働型事業というよりは幅広く「協働」を議論していく役目なのかなと思います。「協働」にはある個人に市民団体を紹介するか、「協働型事業」のようにがっちり制度にならなくてもNPOなどが自主的にやっている事業もあると思います。事例にもいくつかありますが、事業協力や行政がちょっとした広報だけを手伝ってくれるようなものは「協働型事業」とは呼んでいないですね。「協働型事業」はある程度かちつとしたものなので、もう少し下支えの部分の「協働」がどのように活性化して、それが事業に結びつくようになるのかというように、この委員会では下支えの部分をどうするかということも、もう少し議論できればいいのかなと思います。

**小島委員長** 「協働型事業」には入らないが、実質的には「協働的な事業」ということですね。

**市民協働推進課長** 協働型事業では、その実施にあたって、「委託」「共催」「事業協力」「補助・助成」という事業形態が考えられます（資料6参照）が、行政の役割分担として、お金を提供することもあれば、広報の部分で協力することもあります。

**小島委員長** たとえば、公園アダプトとか道路アダプトがありますが、昔は住民参加で公園愛護会というものがたくさんありましたが、最近はしゃれた名前で公園アダプトと呼んでいるようです。それらは、必ずしも協働型事業に入らないが実は協働で取組が行われているものがたくさんあります。そうすると、このスキームに乗ってなくても、ここでいう6原則に基づいて地域の中で協働的に行われていくことは望ましいし、そういうものを幅広くウォッチングしていくことは大切だということになると思います。

**佐谷副委員長** そうですね。

**小島委員長** たとえば、指定管理者制度については手続上処分性があるので協働型事業からは外れています。しかし、実際には指定管理者制度を使って施設の管理運営に専門知識のある活動団体が管理をしているというケースがあります。それは手続きに処分性があるので協働型事業ではない

のですが、市民が何かしてくれといった時に、指定管理者制度だから管理者としてやりなさいということなのか、施設の管理を協働的にやるときに、指定管理者になったがために協働的なことを行政と一緒にできなくなってしまうことがないように、原則については尊重しつつも、幅広にとらえていくことが必要ではないでしょうか。さらに言えば、市民活動団体との協働以外に、行政と企業の協働や、行政・企業・市民活動団体との協働があるので、協働型事業の運用については市民活動推進委員会でしっかり見ていただき、その発展を考えていただくが、この委員会では、「協働」をもっと幅広くとらえておく必要があるという立場で審議したい。

**佐谷副委員長** NPO 等で協働型という協働協定書をどうするかとか、成果の帰属がどちらにあるかといったことがいくつか気になりますが、それは市民活動推進委員会で議論されていると思います。あまりギリギリしたところよりは、幅広なところでこの委員会として議論していけばいいのではないかと考えています。

**小島委員長** 多様な協働の形の中の「協働型事業」については、市民活動推進委員会と市民・子ども局の方でしっかりと議論していただき、その背景にある多様な「協働」の姿は、この委員会でみていくことにしたい。「協働型事業」だけが、この6原則を引き寄せてはおかしいので、この精神はいろいろな「協働」、あるいは行政・企業・市民活動団体といった三者協働にも反映されなければいけないのだと思います。そのような部分は、この委員会で扱うべきことかなと思います。お時間も超過しているのですが、区民会議についてはいかがでしょうか。

**丸山委員** 区民会議についてではないのですが、今の協働に関して指定管理者制度の話がありましたので発言させていただきます。現在、子ども文化センターについては市民活動センターが大部分の施設の指定管理を受けているのですが、指定管理を受ける際取り交わす協定書の内容を超えた業務について、工夫して協力していくことがあり、私は指定管理者業務の一部分ではあるかもしれないけど、「協働」という部分があるのではないかと考えています。それから、先ほど滝澤委員からのご提案で、何でも行政にやってもらいたいということではなく自分たちでやらなくてはということですが、たとえば自治会の中ではやってほしいことがあったら自分が手を挙げてくださいますようにやっているの、それが大きくなった時に「協働」につなげていきたいと思っています。

**小島委員長** 区民会議についてはよろしいですか。

(意見なし)

### 3 その他

**小島委員長** よろしければ、その他に移りたいと思います。事務局、お願いします。

《事務連絡事項について、自治政策部主幹より説明》

① 第3回の開催日程について

平成21年3月16日（月）午後6時30分～8時30分 於：明治安田生命川崎ビル2階第1会議室

② 次回議題について

参加についての事例分析と課題の検討（総合計画や多摩川プラン等に参加の仕組みがどのように使われたかについて検討）することを予定している。

③ 議事録及びニュースレターについて

第1回と同様に、各委員に確認させていただいた後、ホームページ等にて公開する。

### □ 閉会

**小島委員長** 次回は事例分析を行うということですが、とりあえず総合計画や多摩川プランがあります。先ほど申し上げたように最終的に報告書を挙げる時に、なぜこの事例が選ばれたかを書かなければならず、これから事例分析・検証していく時には判断基準が必要になると思います。たとえば、「対物行政」と「対人行政」といった政策領域の違いでバランスをとるとか、あるいは参加の対象として「条例」や「計画」、「施設建設」の違い、あるいは審議会等の市民委員の公募の議論の際、審議会等の類型にありましたが、「策定・検討型」、「事業推進型」など、そういったバランスのとれた判断基準になれば、見て特に知見が得られるものはどれかということで選んだということが必要だと思いますので、判断基準については私と事務局と佐谷副委員長で相談させていただきたいと思います。この後3回程度事例分析を予定していますので、判断基準を明確にして順番に選んでいきたいと思います。今の事務局からのご報告でご質問はございますか。

**(意見なし)**

それでは、次回は事例を中心にしながら現状把握をしていこうと思います。その上で最終的には、参加のバージョンアップに向けてということも、第6回、第7回委員会で審議していきたいと思います。本日のプログラムはこれにてすべて終了いたしました。時間を超過して申し訳ありませんでした。最後に市長から総括的なご発言、ご意見等願います。

**阿部市長** どうもありがとうございました。いろいろと幅広く議論していただき、いろいろなヒントがあったと思いますが、協働に向けた個人提案をどう扱っていくかというところは、先ほど委員長がおっしゃったように、ひとつのパターン、どのルートでどの実現までたどり着けるかについては一覧表を作り、マニュアル化した方がよいのではないかと思います。宮前区方式も一つの方法だし、ひとつの方法だけでなくよいので、すぐにできることだと思います。区民会議については、議員の参加の仕方ということがあります。最初にいろいろな課題を議論して、どれを区民会議で取り上げていこうかといった時には議員の参加は大変有効だろうと思いますが、その後の議論では、1期2年間で10回程度ある会議のうち、最初と中間と最後などの節目で集中的に議員に参加していただく方がよいのではないのでしょうか。そのあたりの整理をしていきたいと考えています。

**小島委員長** 区民会議の問題については第6回委員会で考えていければと思っております。本日は予定時間を大幅に超過して申し訳ありませんでした。本日はこれにて閉会します。ありがとうございました。

以上

# 川崎市自治推進委員会 ニュースレター

Vol. 2 / 平成 21 年 2 月号  
川崎市総合企画局自治政策部



## “参加”と“協働”の仕組みと手法について審議しました。

第2回「川崎市自治推進委員会」が平成21年1月20日(火)に開催され、第2期委員会のメインテーマである“参加”と“協働”の仕組みと手法に関する取組状況等について審議し、意見交換を行いました。

委員会では、川崎市の参加、協働の仕組みの概要が説明された後、“参加”の手法である「審議会等の市民委員の公募」「パブリックコメント手続」「住民投票制度」、 “協働”の手法である「協働型事業のルール」、その他の手法として「区民会議」について関係職員から取組状況の説明・報告を受け、それをもとに意見交換を行いました。



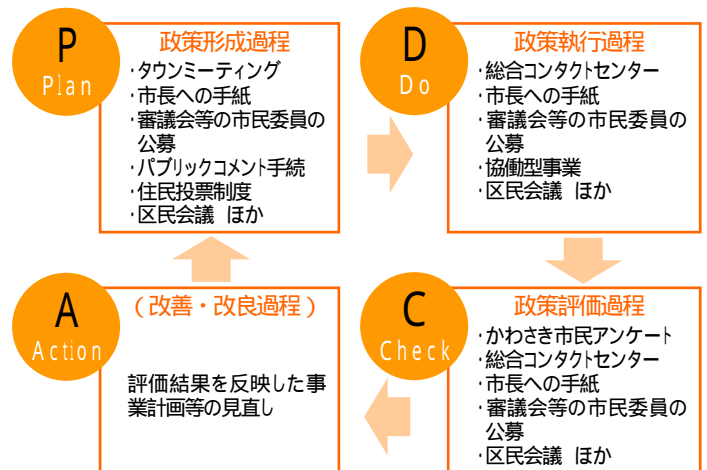
## “参加”と“協働”の仕組みについて

“参加”と“協働”は、自治基本条例に規定されている自治運営の3つの基本原則の2つであり、もうひとつの原則である“情報共有”を前提として成り立つものです。

そして、“参加”と“協働”は、PDCAサイクルのそれぞれの過程に、その仕組みが用意されています(自治基本条例第6条で政策の形成、執行及び評価の過程への参加が市民の権利として保障されており、自治運営の基本原則に基づく制度等について整備することにより、その保障は担保されています)。

計画(Plan)を実行に移し(Do)、結果・成果を評価し(Check)、改善・改良を加え(Action)、次の計画(Plan)へと繋げる、循環サイクルを「PDCAサイクル」と呼びます。

(PDCAサイクルにおける参加と協働)



## “参加”と“協働”の手法について

### 参加の手法

審議会等の市民委員の公募について(説明).....

公募市民委員を含む審議会の数は全体の3分の1程度であり、専門性を求めているために公募市民委員が就任していない審議会等については公募の可能性を検討すること、応募者がなかった審議会等については周知方法を工夫すること等の対応が必要であるとともに、審議会等の運営にあたっては、公募市民委員が発言しやすい環境づくりに取り組む必要があると考えられます。

### 主な意見の内容

公募すればよいというわけではなく、市民参加により得られた成果をどのように政策に活かしていくか、参加の場をどのように運営していくかも重要な視点だと思ふ。

## パブリックコメント手続制度について(説明).....

自治基本条例第30条の規定等を根拠として「川崎市パブリックコメント手続条例」が平成19年4月に施行されました。

本市の制度の特徴として、条例で定めていること、市民生活を制限したり市民に義務を課す内容の政策以外についても手続の対象としていることが挙げられます。制度の課題としては、制度の周知が十分ではないこと(現在の制度の認知度は10%程度)や、意見募集の周知に努めていくことなどが考えられます。

平成19年4月以降に意見募集を開始し、平成20年11月末までに結果が公表されたパブリックコメント手続の実施案件は85事案であり、平成19年度に実施された74事案中30事案については、いただいた意見が何らかの形で政策等に反映されています。



## 住民投票制度について(説明).....

住民投票制度は、自治基本条例第31条を根拠とした自治運営の基本原則に基づく参加の制度であり、「川崎市住民投票条例」(平成20年6月制定)により制度化しました(現在、住民投票条例施行規則の作成、投票資格者名簿等のシステム構築を行っており、平成21年4月の施行を予定しています。)



本市の制度の特徴として、投票資格者の年齢については、満18歳以上の者とし、外国人市民に対しても一定要件のもとで投票資格を与えていること、住民発議・市長発議の場合に市長が議会に協議を求めると、原則、市内全域で行われる選挙と同時に住民投票を実施する制度設計になっていること等が挙げられます。

## 協働の手法

### 協働型事業のルールについて(説明).....

自治基本条例第32条の協働推進の施策整備等に基づき、平成20年2月に「川崎市協働型事業のルール」を策定しました。ルールという名称ですが、当事者間を縛る規則ではなく、市民活動団体と行政が互いに尊重する内容を基本方針として定めたものです。

目的の共有、対等の関係、相互理解、役割分担と責任範囲の確認、公開性・透明性、成果の振り返り(評価・検証)という協働事業を進める上での6つの原則を設けています。なお、協働型事業については市民活動推進委員会が検証等を行っています。

## 意見交換の内容

個人として参加できる協働も対象に加え、実現までたどりつけるルートを提示することなどが必要。

協働を志す人・団体がスムーズに協働を行えるようにコーディネートする機能が必要ではないだろうか。

協働型事業については市民活動推進委員会に委ね、本委員会では「協働」を広く捉えて議論したい。

## その他

### 区民会議について(説明).....

「川崎市区民会議条例」は参加と協働による地域社会の課題解決をめざして平成18年4月に施行されました。

区民会議の取組状況としては、各区同じような課題が挙がっており、安全・安心や子育て等に関心が集まっています。現在は、第2期区民会議となっており、審議結果を課題解決の取組につなげるとともに、第3期実行計画に反映することも予定しています。

## 次回の委員会日程

傍聴が可能ですので、興味のある方は、ぜひお越しください。

平成21年3月16日(月) 18:30~20:30  
明治安田生命ビル(市役所となり) 第1会議室

第7回市民自治創造・かわさきフォーラムを開催します!

日時:平成21年2月28日(土)・3月1日(日)  
場所:多摩市民館

基調講演 北野 大氏(要申込)  
(その他、分科会、市民活動団体による活動発表など開催予定)

皆さまのご参加をお待ちしております。



発行/  
お問い合わせ先

## 川崎市総合企画局自治政策部

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
電話 044(200)2017 FAX 044(200)3800 メールアドレス 20ziti@city.kawasaki.jp

ホームページもあわせてご覧ください。.....

Web自治基本条例

検索



※市の電子メール配信サービス「メールニュースかわさき」の「かわさき自治マガジン」からも最新情報をお届けしています。